

みずほマイレージクラブカードセゾン特約

第1条 (カード名称)

株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が株式会社みずほ銀行 (以下「当行」という) と提携して、当社が発行主体となるクレジットカードをみずほマイレージクラブカードセゾン (以下「本カード」という) と称します。

第2条 (カードの発行)

当行が提供するみずほマイレージクラブのお客様で、「みずほマイレージクラブ規定」「セゾンカード規約」「個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項」「個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項 みずほマイレージクラブカードセゾン特約」及び本特約を承認のうえ当行及び当社 (以下「両社」という) に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方 (以下「会員」という) に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条 (支払口座の特例) セゾンカード規約第7条 (弁済金等の支払方法等) (1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」は当行の普通預金口座に限ります。

第4条 (リボルビング払い)

セゾンカード規約第7条 (弁済金等の支払方法等) (2)①は以下のとおりとします。

①リボルビング払い—利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高 (以下「リボ算定日残高」という) を基礎として、会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は会員が定額コースを選択のうえ5千円以上5千円単位で予め指定した金額 (以下「弁済金」という) をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コー

スともに当社所定の手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。但し、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初のお支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合の手数料は、前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。

第5条 (届出事項変更の届け先)

(1)セゾンカード規約第16条 (カードの紛失、盗難等) (1)の紛失、盗難等の届出、及び第18条 (お届け事項の変更等) (1)の住所、氏名、電話、勤務先、金融機関口座等のお届け事項に変更があった場合の届出は、当行所定の方法に基づき当行に行ってください。

(2)(1)の届出がなかった結果、当行又は当社が会員に発送する通知書、請求書等が未到着又は到着が遅れた場合でも通常どおりに到着したものとみなします。なお、本カードの発送の場合で、両社の定める期間経過後に、本カードが到着したときには、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社の定める手続が必要なことをご承認いただきます。

第6条 (カードの再発行) 本カードの再発行の手続きは、セゾンカード規約第17条 (カードの再発行) にかかわらず、当行所定の方法に基づき行うものとします。

第7条 (会員資格喪失時の特例)

(1)会員がみずほマイレージクラブの会員資格を喪失したときは、本カードの会員資格も喪失いたします。

(2)会員がセゾンカード規約第23条（会員資格の喪失等）に基づき会員資格を取消された場合、本カードの会員資格も喪失いたします。

(3)前二項の場合、新たに当行のキャッシュカードが発行されるまでの間、会員はキャッシュカード機能を利用できなくなります。が、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第8条（本カードの年会費） 本カードの年会費は、以下のとおりとします。（税別）

みずほマイレージクラブカードセゾン特約

	一般カード	アメリカン・エクスプレス・カード・ベーシック	アメリカン・エクスプレス・カード
本人カード	無料	無料	3,000円
E T Cカード	年会費無料		

第9条（みずほマイレージクラブカードセゾンアメリカン・エクスプレス・カード・ベーシック） みずほマイレージクラブカードセゾンアメリカン・エクスプレス・カード・ベーシックに係るセゾンカード規約の適用においては、同規約第39条

（セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード）の規定が適用されます。

第10条（本規約の変更等の準用） セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。